

熊本地震復興基金事業による

支援事業を行っています

回復旧事業課 宅地復旧係 ☎ 286 - 3224

宅地復旧支援事業

被害を受けた宅地・擁壁・建物（傾斜修復工事）などの復旧にかかる費用の一部を補助

支援対象

熊本地震発生時に以下の用途に使用されており、被害を受けた宅地など（地震後に購入したものは除く）

- ◆戸建住宅
- ◆アパートおよびマンション（賃貸・分譲）
- ◆併用住宅（住宅の用に供する部分）

【事業の対象となる工事】

- のり面の復旧工事・擁壁（土留め）の撤去復旧工事および修復工事
- 地盤の復旧工事（陥没への対応）・住宅基礎の傾斜修復工事（ジャッキアップ工事）
- 液状化再度災害防止のための地盤改良工事

【補助額】

対象工事費から50万円を控除した額に2/3を乗じた額（補助上限633万3千円）

私道復旧支援事業

公道と集落を結ぶ生活道路である私道の復旧にかかる費用の一部を補助

支援対象

- ◆一般交通の用途に使用されていること
- ◆公道に接するものであること
- ◆幅員が概ね1.8m以上であること
- ◆所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいること
- ◆集落などで維持管理していること
- ◆復旧費が50万円以上であること

【事業の対象となる工事】

支援対象私道の被災箇所の原形復旧に要する費用

【補助額】

対象工事費 × 1/2（補助上限1,000万円）

共同墓地復旧支援事業

共同墓地の復旧にかかる費用の一部を補助

支援対象

地域の住民が共同で設置し、自ら管理する共同墓地で、納骨堂または墓石が2基以上あること

※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人および個人が経営主体の墓地は対象外

【事業の対象となる工事】

- 共有部分（通路、外構擁壁、水道設備、納骨堂など）の復旧工事
- 共有部分または他所有者の区画に倒れた墓石の移設工事または撤去工事

※個人の墓石などの損壊部分は補助の対象外

【補助額】

対象工事費 × 1/2（補助上限1,000万円）

以下の事業も行っています。詳しくは広報ましき8月号をご覧ください。

地盤改良工事支援事業

被災した住宅を解体し同一敷地内にて住宅を再建する際、地盤調査の結果、地盤改良が必要となった宅地の地盤改良工事にかかる費用の一部を補助

雑種地等復旧支援事業

被害を受けた雑種地等で道路・水路など公共物に接する箇所の復旧にかかる費用の一部を補助

※雑種地等とは…熊本地震発生時に住宅地以外の用途に使用されていた土地（農地および市街化調整区域の山林は除く）

※まずは相談にお越しくください。なお、相談の際には、被災状況の分かる写真などをお持ちください。

☎ 286・3210
固危機管理課
危機管理係



災害対策本部会議で対応状況を報告



各班で情報を整理し対応策を協議

被災情報を整理し、各班での対応状況を災害対策本部会議で報告。さらに、本部長の指示を次の対策へと生かし、記者発表に至るまでの一連の行動を確認しました。